

2 教義第100号
令和2年(2020年)4月17日

市町村(学校組合)教育委員会服務担当課長 様

長野県教育委員会事務局
義務教育課長

県立学校における新型コロナウイルス感染症の感染防止のための
在宅勤務実施要領の一部改正について(通知)

このことについては、本年4月14日付け2教義第74号にて通知したところですが、県立学校に係る別添実施要領について、下線部分が改正され、本日(令和2年4月17日)から適用することとなりましたので、改めて通知します。

なお、本日通知する『新型コロナウイルス感染症拡大防止のための長野県の緊急事態措置等』による県立学校の一斉休業について」に準じて、貴団体において学校における従事教職員数を減らすために在宅勤務を実施する場合にあっては、当該対象教職員は、別紙要領の2の「その他校長が適当と認める者」に該当しますので申し添えます。

また、別添実施要領の対象職員には、非常勤講師も含まれますので、貴団体において非常勤講師を対象に在宅勤務を実施する場合には、下記事項に留意いただくよう管下の学校長へ周知願います。

記

○非常勤講師の在宅勤務に係る留意事項

- 1 教育事務所が配分した年間配分時間の範囲内で在宅勤務を承認できること。
- 2 再開後の授業のための教材作成や保護者への連絡補助など、本来の任用目的に沿う業務を在宅で行う場合に限り承認できること。

長野県教育委員会事務局義務教育課 (課長)桂本和弘 (担当)三ツ井邦仁、小池誠 電 話 026-235-7426 (直通) F A X 026-235-7494 E-mail gimukyo@pref.nagano.lg.jp
